

## 宮崎市地域おこし協力隊（交流コーディネーター）Q & A

### Q 1 地域おこし協力隊とは？

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。隊員は各自治体の委嘱を受け、任期は概ね1年以上、3年未満です。

※詳しくは、総務省ホームページを参照ください。

( URL : [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/cgyousei/02gyousei08\\_03000066.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/cgyousei/02gyousei08_03000066.html))



### Q 2 どこに住んでいる人が応募できますか？

地域おこし協力隊は、自治体の規模等により、採用できる方の地域要件が定められています。

宮崎市は「3大都市圏外の都市地域」に該当するため、3大都市圏内の都市地域または政令指定都市の条件不利区域以外から転入していただく必要があります。

※要件に該当するか分からない場合は、都市戦略課にお尋ねください。

### Q 3 地域おこし協力隊に採用された場合、住民票を宮崎市に移す必要がありますか？

地域おこし協力隊になるには、現在お住まいの地域（転出地）から、隊員として赴く先（転入地）に必ず住民票を移す必要があります。ただし、住民票の異動は必ず採用決定通知日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者ではなくなり、採用取り消しとなる場合がありますのでご注意ください。

### Q 4 任用期間は？

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間です。勤務状況等により2回まで再度任用する場合があります、最長3年の勤務となります。

※任用後1ヶ月間は条件付採用期間（再度の任用の際も適用）

### Q 5 地域おこし協力隊として活動している期間の身分はどのようになりますか？

宮崎市の会計年度任用職員として勤務していただきます。

フルタイム勤務もしくは週35時間勤務のいずれかを相談の上決定します。

### Q 6 地域おこし協力隊の活動以外に、アルバイトなどを行うことができますか？

公益性（社会貢献性）の高い活動であり、かつ、職務の遂行に支障を来さないなどの要件を満たす場合は、宮崎市への相談の上、兼業を行うことができます。

### Q 7 給料は？

1年目はフルタイム勤務の場合、基本報酬月額220,000円、週35時間勤務の場合198,709円を当月21日に支払います。

※「宮崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則」に基づき支給します。

### Q 8 給料は3年間同じ金額ですか？

本市での勤続年数に応じ、毎年給料月額が増えることとなります。

(参考) 地域おこし協力隊の1年目から3年目までの給料月額の推移

	フルタイム勤務	週35時間勤務
1年目	208,000円	198,709円
2年目	224,300円	202,593円
3年目	227,800円	205,754円

※上記の他に、通勤手当、期末・勤勉手当(6月・12月)等が支給されます。

### Q 9 各種手当等の待遇は？

期末手当や時間外手当は支給条件に応じて支給されます。

また、通勤手当は通勤距離に応じて支給されます。

さらに、フルタイム勤務が継続して6月を超えた場合には、退職手当が支給される場合があります。

年次有給休暇は年10日となり、地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによりそれぞれ加入します。

### Q 10 勤務時間は？

シフト1：週5日の午前9時00から午後5時45分まで(うち休憩1時間)

シフト2：週5日の午前9時15から午後6時00分まで(うち休憩1時間)

※勤務時間は相談のうえ、決定します。

※上記はフルタイム(38時間45分)勤務のため、週35時間勤務の場合は3時間45分短くなります。

※週休日については相談の上、設定します。

### Q 11 勤務場所は？

NTT広島ビル1階(仮称)オープンシティ推進拠点に勤務していただきます。

### Q 12 活動に必要な車両やパソコンは？

活動において車での移動が必要な場合は公用車を利用していただきます。活動で使用するパソコン等の事務機器は市が手配します。

### Q 13 活動に向けて必要となる研修等に要する経費について補助はありますか？

コミュニティマネジャー研修等の業務遂行に必要な研修費用や研修に伴う旅費につきまして、予算の範囲内で対応します。

※住宅の支援は市議会で予算が議決されることが条件となります。3月議会において、予算（案）を提案しますので予算成立後に最終決定となります。

Q14 生活するための住居はどうなりますか？

住宅を借り受けた場合、予算の範囲内で家賃等の補助を支給します。

ただし、家賃の一部、転居に係る経費、生活備品及び光熱水費は本人負担となります。

※住宅の支援は市議会で予算が議決されることが条件となります。3月議会において、予算（案）を提案しますので予算成立後に最終決定となります。

Q15 家賃等の一部負担とは実際にどのぐらいの金額になりますか？

宮崎市からの補助の上限は、59,000円を予定しております。

ただし、本人負担分として16,000円は負担いただくことになり、補助を受ける条件は、借り受け金額が16,000円を超える家賃を支払っていることです。

※住宅の支援は市議会で予算が議決されることが条件となります。3月議会において、予算（案）を提案しますので予算成立後に最終決定となります。

Q17 地域おこし協力隊の任用開始から3年目、または任期終了翌年度に宮崎市で起業等行う場合の必要経費（上限100万円）の支援はありますか？

本市では、地域おこし協力隊に特化した起業時の100万円の支援制度はございません。しかし、任期終了時の、本市の起業家向け支援制度を情報提供するなど、サポートしてまいりたいと考えています。

Q18 地域おこし協力隊としての活動期間終了後の定住に向けての相談先はありますか？

本市では移住センター（TEL：0985-44-1042 Mail：catena.iju@gmail.com）を設置しており、移住コンシェルジュが移住に関する様々な相談に対応し、住まいや仕事、コミュニティなどに関する情報提供やアドバイスを行っています。活動後に限らず、活動期間中も、お困りのことがあればご相談ください。

Q19 今後の募集は予定されていますか？

今後の募集については、現時点では未定です。

■問い合わせ先

〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号  
宮崎市都市戦略課公民連携推進室 時任  
電話 0985-44-2803  
E-mail 01tosisen@city.miyazaki.miyazaki.jp